

## 建設コンサルタント業務における業務完成保証人の廃止について

建設コンサルタント業務（建設工事に係る委託業務）における契約保証について、業務完成保証人を原則としてきましたが、業務完成保証人は廃止し、以下のとおり金銭的保証に変更します。

### 1 契約保証金の納付

契約の締結に際し、契約金額の10%以上を金銭的保証として、契約書とともに次の(1)から(5)のいずれかが必要となります。

- (1) 契約保証金（現金納付）
- (2) 有価証券（国債又は地方債）
- (3) 銀行等の金融機関の保証
- (4) 保証事業会社（東日本建設業保証株式会社等）の保証
- (5) 損害保険会社の履行保証保険契約、公共工事履行保証証券による保証

### 2 契約保証金の免除

契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるときは、免除できるものとします。

#### 《過去の履行実績による契約保証金免除の取扱い》

次のすべての要件を満たす場合

#### (1) 過 去

契約日を基準とし、契約日から過去2年以内に契約完了日が含まれていること。

#### (2) 種 類

工事に係る業務委託（測量、調査、設計等とし、業種は問わない。）

#### (3) 規 模

契約金額の70%以上の契約実績

※「過去の履行実績に関する申出書（様式1）」に、必要な確認書類を添付して財政課に提出してください。

### 3 適用日

令和4年4月1日